2002年9月12日 (平成14年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横尾裕夫

支援費業務に係る必要な個人情報を本人以外のものから収集すること 及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにオ ンライン結合について (答申)

2002年(平成14年)9月6日付けで諮問(第109号)された支援費業務に係る必要な個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにオンライン結合について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第8条第2項第4号の規定による本人以外のものからの収集の必要性を認める。
- (2) 同条例第8条第3項第2号の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。
- (3) 同条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、事業の実施にあたり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びにコンピュータ利用の必要性、安全対策等は次のとおりである。

(1) 業務開始の背景と諮問に至った経過

ア 平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立した。この改正は、社会福祉事業法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等を対象とし、社会福祉基礎構造改革の一翼を担うものである。この社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者

福祉サービスについては、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、「支援費制度」へ平成15年4月 1日から移行することとなった。

イ 支援費業務の事務処理の流れは、市を中心として、①本人からの申請を受理、②本人状況の調査(市が必要と判断するときは、更生相談所へ判定を依頼する)、③支援費支給についての審査決定、④神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)へ支援費支給の決定内容の提供、⑤連合会から契約内容を受理、⑥連合会から請求内容を受理、⑦支払いとなる。

なお、④⑤⑥⑦については、法により支払事務を委託することができるため、藤沢市においても、その方法を採用し、連合会へ支払事務を委託することとする。また、⑦については、法により、サービス提供事業者は支援費の請求及び受け取りを本人に代わって行うことができる旨の規定がある。

ウ 支払業務を行うにあたって、④については、支援費支給の決定情報を連合会に提供することの同意をあらかじめ、申請時に本人から得ることにするので、⑤⑥⑦の事務を行うにあたり、本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、オンライン結合について諮問するものである。

(2) 本人以外のものから収集する必要性について

法律により、サービス提供事業者が支援費の代理受領を行う場合、支援費の 請求に当たってはサービス提供事業者が連合会を経由し、市に対して請求をす ることができる。その際には、市はその請求内容を審査して連合会を経由して、 サービス提供事業者へ支払を行うことができ、それにより、市は本人へ支援費 の支払を行ったことになる。

サービス提供事業者は本人との契約後、契約内容報告書を市へ送付しなければならず、さらに、請求の際には、実績報告書、請求明細書を送付する必要がある。送付については、連合会を経由することとなるが、市が適正な支払事務を行ううえで、これらの情報は必要最小限の情報であり、本人にとって不利益となるものでなく、本人以外のものから収集する必要性がある。なお、収集する情報の範囲については、次のとおりである。

- ア 契約内容報告書(受給者番号、カナ氏名、漢字氏名、支給決定に係る児童 氏名、契約種類、契約支給量)
- イ 請求明細書(受給者番号、カナ氏名、漢字氏名、支給決定に係る児童氏名、 サービス内容、支援費額、利用者負担額)
- ウ 実績報告書(受給者番号、カナ氏名、漢字氏名、支給決定に係る児童氏名、 実績内容、利用者負担額、利用者確認印)

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

市は、支払のために必要な個人情報を収集したあと、サービス提供事業者へ支援費を支払うこととなるが、法定代理受領を行ったサービス提供事業者は、本人へ受領した旨を通知しなければらないことが省令に定められている。その通知により、本人は市が自身の情報を収集したことや適正な処理が行われたか否かを確認することができるため、通知しないことが本人の不利益となるものではないこと、また、市において、請求数は毎月現行措置制度利用者約1,100名分を超えることが予想され、定例的に通知を発送することは通知の費用及び事務量が過分となり、事務処理の効率性が著しく損なわれてしまうことから、本人に通知しないことの合理的理由がある。

- (4) コンピュータ利用の必要性及び安全対策について
 - ア 支援費制度を利用する対象者の見込み数は、現行措置制度利用者約1,100名であり、そのほぼ全員が移行すると考えられ、さらに、サービス範囲の拡充が見込まれるため、それ以上の人数になることが想定される。利用者への情報提供や支援費支払事務を適正かつ迅速に行うために、市及び連合会をオンラインで結合する必要がある。なお、本システムは、現在、神奈川県及び県内市町村により共同開発中であり、実施時期は、平成15年1月を予定している。
 - イ 安全対策については、ネットワーク上の通信データを暗号化する、また、 市町村の担当者にIDコードを付与し、支援費支払システムに登録を行い、 登録をした担当者だけに操作権限を与えるなど、徹底を図る。
 - ウ システムの運用にあたっては、さらに「藤沢市コンピュータ管理運営規程」並びに「藤沢市保健福祉総合システム運用管理に関する要綱」及び「藤沢市保健福祉総合システム取扱要領」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努めるものとする。

3 審議会の判断理由

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

サービス提供事業者から契約内容や請求内容の情報を収集することは、法定 代理受領の趣旨からしても、本人の不利益となるものでなく、また、これらの 情報は必要最小限の情報であり、本人以外のものから収集する必要性は認めら れる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

サービス提供事業者からの通知により、本人は藤沢市が自身の情報を収集したことや適正な処理が行われたか否かを確認することができるため、通知しな

いことが本人の不利益となるものではないこと、また、定例的に通知を発送することは通知の費用及び事務量が過分となり、事務処理の効率性が著しく損なわれてしまうことから、本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ利用について

ア コンピュータ利用の必要性

サービス範囲の拡充に伴い、増加する利用者への情報提供や支援費支払い事務を適正かつ迅速に行わなければならないこと、また、オンラインで結合することにより、最新の情報に基づき事務を行うことが可能となり、利便性、正確性、効率性の向上と事務処理の迅速化が図られることから、コンピュータ利用の必要性は認められる。

イ 安全対策

物理的には、ネットワーク上の通信データの暗号化を行う、人的な安全対策は、担当職員にIDコードを付与し、支援費支払いシステムに登録を行い、登録をした職員だけに操作権限を与えるなど、個人情報の保護が図られていると認められる。

また、「藤沢市コンピュータ管理運営規程」及び「パーソナルコンピュータ運用基準」の遵守をすることで、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以上